

図1 全国の児童相談所における

出所：厚生労働省福祉行政報告例各年版及び令和2年度「児童相談所での児童相談対応件数（速

報値）」から筆者作成。

報告例各年版及び令和2年度「児童相談所での児童相談対応件数（速報値）」から筆者作成。

かなければならないのです。

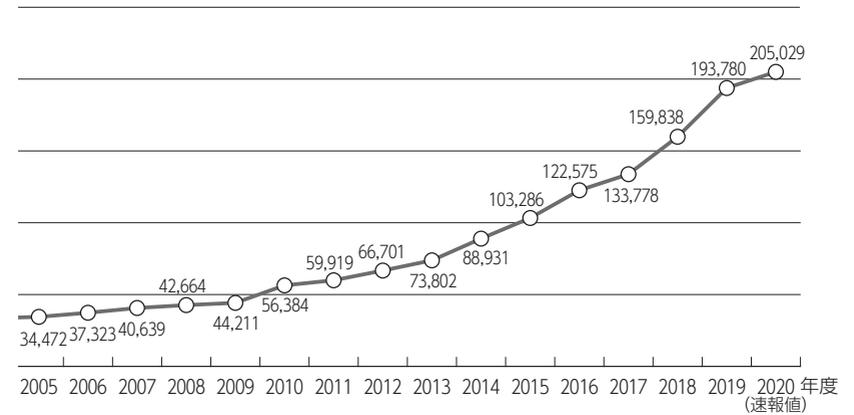
一方で、全国の児童相談所における児童福祉司の配置人数の推移が図2です。図1の虐待相談対応件数の増加状況と対比してください。虐待相談対応件数では、2000年度（児童虐待防止法が施行された年）に比して2020年度の件数が11・6倍となっています。それに比して、図2にみる同じ期間の児童福祉司数の比率は3・5倍です。虐待対応件数の増加に児童福祉司の配置増が全く追いついてこなかったことが明白です。

ところで図1をみると、2013年前後から虐待相談対応件数の増加幅が以前にも増して大きいことに気がつきます。これには理由があります。そのことを説明するために、虐待の種類別に相談対応件数の推移を追ってみます。それが図3です。

図3をみると、児童相談所の子ども虐待相談対応件数の近年の増加は、心理的虐待の増加によるものであ

ることがわかります。この心理的虐待がどの機関から通告されてきているかをみるとさらに特徴が明らかにあります。例えば2019年度の場合、心理的虐待の相談対応件数10万9118件のうち、相談経路が警察等であるものは7万334件と64・5%を占めています。虐待相談全体でも、警察署等からの経路の相談が、2010年度には約16%でしたが、2019年度には約56%となっています。近年は警察署等からの通告経路の比率が著しく増加していることが特徴ですが、それに合わせて心理的虐待の相談件数が増加していることが分かります（以上のデータは、2019年度厚生労働省福祉行政報告例から）。

なお、2019年の警察署等からの通告数は9万8222件となっており、そのうちで心理的虐待の件数が7万721件を占めています。そしてさらに、その心理的虐待の内、4万2569件（警察通告全体の43・3%）がいわゆる「面前DV」と称される虐待事



子ども虐待相談対応件数の推移

報告例各年版及び令和2年度「児童相談所での児童相談対応件数（速報値）」から筆者作成。

かなければならないのです。

一方で、全国の児童相談所における児童福祉司の配置人数の推移が図2です。図1の虐待相談対応件数の増加状況と対比してください。虐待相談対応件数では、2000年度（児童虐待防止法が施行された年）に比して2020年度の件数が11・6倍となっています。それに比して、図2にみる同じ期間の児童福祉司数の比率は3・5倍です。虐待対応件数の増加に児童福祉司の配置増が全く追いついてこなかったことが明白です。

ところで図1をみると、2013年前後から虐待相談対応件数の増加幅が以前にも増して大きいことに気がつきます。これには理由があります。そのことを説明するために、虐待の種類別に相談対応件数の推移を追ってみます。それが図3です。

図3をみると、児童相談所の子ども虐待相談対応件数の近年の増加は、心理的虐待の増加によるものであ